

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第1 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 奉給月額の改定

特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、改定する。（第三条、附則第二項、別表第一～別表第三関係）

2 諸手当の改定

（1）期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十七・五とする。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

（2）期末手当について、支給割合を百分の百七十五とする。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

（3）常勤の委員等に支給する日額手当について、限度額を改定する。（第四条関係）

3 本府省業務調整手当の新設

常勤の特別職の職員に本府省業務調整手当を支給する。（第二条、第七条の二、第七条の三関係）

4 国會議員が内閣総理大臣及び国務大臣等の職を兼ねる場合の給与は、当分の間、支給しない。（改正後の附則第四項関係）

第2 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額を改定する。（第六条関係）

第3 二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府委員の俸給月額を改定する。（第六条関係）

第4 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

内閣総理大臣等の俸給月額及び期末手当の据置措置に関する規定を削除する。（改正前の附則第二条関係）

第5 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第1の2の（2）は令和八年四月一日から施行し、第1の1、2の（1）及び（3）並びに3、第2並びに第3は令和七年四月一日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。